

和光市公営企業告示第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画下水道事業の変更認可に係わる図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年3月31日

和光市下水道事業

和光市長 柴崎 光子



1 施行者の名称 和光市

2 都市計画事業の種類及び名称 和光都市計画下水道事業 和光公共下水道

3 事業計画

イ 事業地（別添図面表示のとおり）

汚 水

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 変更なし

雨 水

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 変更なし

ロ 設計の概要 別添設計の概要を示す図書のとおり

ハ 事業施行期間

自 昭和46年3月12日

至 令和7年3月31日

令和12年3月31日

4 縦覧場所 和光市上下水道部下水道課

5 縦覧期間 令和7年3月31日から

令和12年3月31日まで